

宗教上の理由で輸血を拒否される患者の皆さまへ

八尾市立病院では、宗教上の理由により輸血を拒否される患者さまに対し、「相対的無輸血（※1）」の方針に基づいて以下のごとく対応させていただきますので、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 宗教上の理由で輸血を希望されない患者さまに対しては、患者さま個人の権利としてその意思を尊重し、可能な限り輸血を行わないよう努力いたします。しかし、輸血により生命の危険もしくは重篤な後遺症が残る可能性を回避できると判断した場合は、医師の倫理的・職業的責務として輸血を実施します。
2. 輸血が必要と判断される患者さまやそのご家族には、当院の「相対的無輸血（※1）」の方針を十分に説明し、同意が得られるよう最大限努力いたします。しかし、どうしても同意が得られず、当院の方針に従っていただけない場合には、当院での治療は困難であると判断し「絶対的無輸血（※2）」に対応可能な他の医療機関での治療をお勧めします。
3. 救急搬送や院内での予期せぬ急変など、時間的な余裕がなく輸血以外に生命の危険や重篤な後遺症が残る可能性を避ける方法がないと判断した場合は、患者さまやそのご家族の同意が得られない状況であっても緊急避難的に輸血を行います。
4. 以上1～3の方針は、患者さまの意識状態や判断能力の有無、成年・未成年の別に関わらず適用します。
5. なお、患者さまが提示される「絶対的無輸血（※2）」に関する免責証明書等には署名・捺印をいたしません。

病院長

※1 相対的無輸血：患者さまの意思を尊重して可能な限り輸血を行わないように努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至ったときには輸血を行うという立場や考え方です。

※2 絶対的無輸血：患者さまの意思を尊重し、いかなる事態であっても輸血を行わないという立場や考え方です。